

## 役員及び評議員報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び定款第22条の規定に基づき、社会福祉法人高志会の役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程の適用に当たって、役員とは理事および監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1に掲げる実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費による。
- 3 常勤の役員については、実費弁償費を支給しないものとする。

### (決定機関)

第4条 役員報酬は、理事会の承認を経て支給するものとする。

### (報酬の種類)

第5条 法人及び施設の運営のために理事長の命を受けて、業務を執行する役員には、その勤務形態に応じて、次の報酬を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬 別表2に定める額
- (2) 非常勤の役員 日当 35,000円

### (出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3に掲げる報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費は、事情を考慮して増額することができる。
- 5 旅費等は、出張終了後支払うことを原則とするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することもできる。

(適用除外)

第7条 この規程を改正する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年3月31日から施行する。

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

この規定は、平成28年8月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費 (大阪府内)	実 費 弁 償 費 (大阪府外)
理事会出席報酬等		10,000円	20,000円
評議員会出席報酬等			
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	10,000円	20,000円

別表2

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000円

別表3

旅 費	宿 泊 費	報酬1日	その他
実 費	20,000円	10,000円	実 費